

京都市告示第415号

京都市体育館の指定管理者である財団法人京都市体育協会から、京都市体育館条例第4条に基づき、供用時間の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成22年1月29日

京都市長 門川大作

平成22年3月1日から平成23年3月31日まで、京都市体育館の供用時間を午前8時から午後10時までとする。

(理由)

市民サービスの向上を図るため

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)